

第三管区海上保安本部公示第60号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年12月12日

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 静岡県御前崎港管理事務所
- (2) 住 所 静岡県御前崎市港6170-1

2 水路測量を実施する区域及び期間

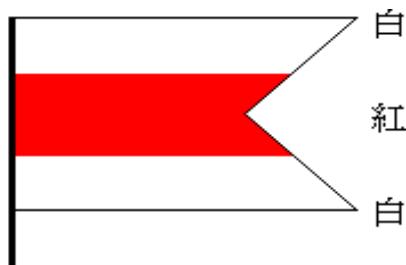
- (1) 区 域 静岡県牧之原市須々木地区・片浜地区（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和7年1月6日から令和7年2月28日

3 水路測量の実施方法

RTK-GNSSによる測位、単素子音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

- (1) 水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



- (2) 三管区水路通報に掲載する。



測量区域 



作業区域 (世界測地系)

点名	経度(N)	緯度(E)
A	34° 41' 56"	138° 12' 46"
B	34° 41' 56"	138° 12' 49"
C	34° 41' 21"	138° 12' 29"
D	34° 41' 23"	138° 12' 27"

測量区域

